

県、ゴールデンウィークの「医療提供体制確保協力金」を支給 発熱診療等医療機関は事前に登録を

神奈川県は、ゴールデンウィーク（以下、「GW」）の医療提供体制の確保に協力した医療機関・薬局に対し協力金を支給する旨を発表した。

支給対象となるのは①県の指定を受けた発熱診療等医療機関、②新型コロナウイルス陽性者の入院受入を行う神奈川モデル認定医療機関、③後方支援医療機関「神奈川モデル認定医療機関」。以下に①発熱診療等医療機関の支給要件等を解説する。

【発熱診療等医療機関への協力金支給】

＜対象期間＞ 2021年5月3日（月）～5月5日（水）（3日間） ※5/1、5/2は対象外

＜支給要件＞ 1日あたり合計4時間以上、発熱患者の診療を実施する体制を整備

※午前7時から午後11時の間で合計4時間以上の診療時間を確保

＜支給額＞ 1日あたり10万円（日数に応じて支給）

- 1) 対象期間の診療日・診療時間等を4月27日（火）午前8時までに県に登録する必要がある（登録方法はメールまたは郵送で発熱診療等医療機関へ県より案内される）。
- 2) 登録内容（診療日・診療時間等）は一般には公開されないが、県や市、保健所、医師会等で共有され、コールセンターや相談窓口での情報提供に使用される。
- 3) 発熱診療等医療機関の指定を受けている医療機関であれば、次の対応を行う場合でも協力金が支給される（1日あたりの必要時間数や支給額は同様に適用）
 - ・オンライン診療で対応する場合（初診対応を含む）
 - ・発熱患者の在宅医療を行う場合

＜協力金の申請方法＞ 2021年5月6日（木）以降、事前に登録のあった発熱診療等医療機関に対し申請方法の案内が県よりメールまたは郵送で送付される。

※今回、新たに発熱診療等医療機関の指定を受けたい医療機関は、GW協力金の対象期間終了後も発熱診療等医療機関を継続することを前提に、上記1)の事前登録の締め切り日時に間に合うよう県に申請することとなっている

＜問い合わせ先＞ 神奈川県健康医療局医療機器対策本部室

ゴールデンウィーク協力金担当 TEL:045-285-0712

神奈川モデル認定医療機関については、対象期間内に①新型コロナウイルス陽性者の入院医療を行う医療機関には入院患者1人当たり20万円、②新たに他院から新型コロナウイルス感染症回復後の患者の入院を受け入れる後方支援医療機関には入院患者1人あたり10万円の協力金が支給される。

これら神奈川モデル認定医療機関は事前の登録は必要なく、5月6日以降に県から送付されるメールや郵送での案内に沿って協力金の申請を行うこととなる。

【紙レセプト】乳幼児感染予防策加算と感染症対策実施加算の略号が決定

厚生労働省が発出した「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その42）」により、「乳幼児感染予防策加算（100点）」、「医科外来感染症対策実施加算（5点）」、「医科入院感染症対策実施加算（10点）」の略号が示された。

紙レセプトで請求する際は、摘要欄に以下の略号を用いて差し支えない。

乳幼児感染予防策加算 ⇒ 小コ、

医科外来感染症対策実施加算 ⇒ 外コ、入院感染症対策実施加算 ⇒ 入コ